

子ども用玩具を製造・販売している事業所向け

「消費生活用製品安全法」の改正に関する研修会 ～製造・販売を継続するために必要な表示や届出とは？～

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が2025年12月25日に施行され、乳幼児（3歳児未満）用玩具の届出や検査、表示について一定の規制が設けられることとなりました。3歳児未満を対象とした製品は事故が多く、厳しい基準となっていますが、今後、子ども用玩具にはこれらの基準に適合した旨の表示や対象年齢、使用上の注意に関する表示等がない場合、製造・販売ができなくなります。

この度の研修では、規制基準の内容やどのような手続きや表示が必要となるのかなど、法律改正のポイントを押さえながら、今後の製品製造や販売を継続するため必要な事項を学んでいきます。

法改正の施行後は、現在、子ども用玩具を製造・販売している全事業所が対象となります、法改正に対応していない製品は販売ができなくなりますので、ぜひ研修にご参加いただき、継続した販売ができるよう事業所での取り組みにお役立てください。

参加希望の方は下記URLから必要事項をご記入の上、**11月7日（金）**までにお申し込みください。（人数多数の場合は事務局において調整します。ご了承ください）

- ◆ 日時：2025年11月18日（火） 14時00分～16時00分
- ◆ 場所：広島県情報プラザ 2階 第2研修室
(広島市中区千田町3丁目7-47)
- ◆ 主催：広島県
- ◆ 共催：公益財団法人ひろしま産業振興機構・広島県よろず支援拠点
- ◆ 実施主体：公益社団法人広島県就労振興センター
- ◆ 講師：広島県よろず支援拠点 コーディネーター 日高久美子氏
- ◆ 参加費：無料
- ◆ 定員：30名 ※申込多数の場合は事務局において調整いたします。
- ◆ 参加申込みURL：<https://forms.gle/g1rFNKdcjSEdr2Dt5>
- ◆ 申込み締切り：11月4日（火）厳守



お問い合わせ

公益社団法人広島県就労振興センター 事務局（担当：中村）
TEL（080）2886-4310 / mail : hwpc@axel.ocn.ne.jp